

白岡市建築基準法等関係手数料条例の概要

1 条例制定の理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に併せて、建築基準法に基づく事務等の手数料の徴収に関し必要事項を定めるため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 本条例で定める手数料

建築基準法に関連する法令に基づく事務の手数料を白岡市手数料条例に替えて本条例で定める。

- ア 建築基準法
- イ 長期優良住宅の促進に関する法律
- ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律
- エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

(2) 法律の改正に伴う手数料の見直し

法律の改正に伴い、関係する事務の手数料の額を見直すとともに、新たな事務について手数料を設定する。

ア 建築基準法の改正

建築確認・検査に係る審査省略制度が縮小され、構造関係規定等についても審査・検査の対象となる。また、限定特定行政庁の業務範囲が見直され、新たな事務が追加される。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正

全ての新築住宅・非住宅に、省エネ基準への適合が義務付けられる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

(2) 白岡市手数料条例の一部改正

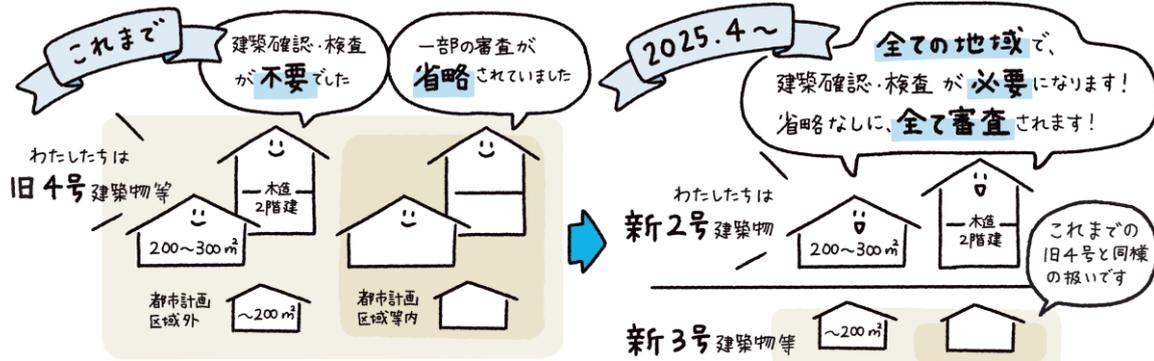
白岡市手数料条例の別表中、本条例で定める事務を削除する。

四号特例の見直し (建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し)

(1) 対象建築物

「2階建て以上または延べ面積200㎡超」の木造建築物は、「新2号建築物」に該当し、建築(新築・増築・改築・移転)や大規模の修繕・模様替を行う場合には、全ての地域で建築確認・検査が必要となります。

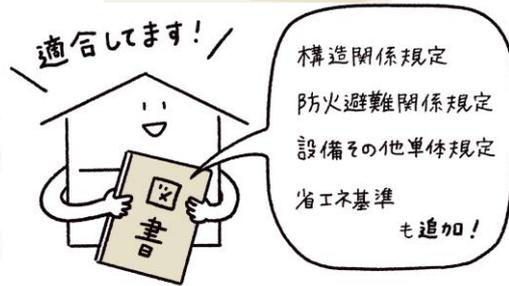
建築確認・検査に係る審査省略制度は、「平屋かつ延べ面積200㎡以下」の建築物に対象が縮小されます。



(2) 審査(検査)項目

「新2号建築物」は、建築基準法令の全ての規定が審査・検査の対象となるため、建築確認・検査において、構造関係規定等についても審査・検査の対象になります。

そのため、確認申請の際には、構造関係規定、省エネ関連の図書等の提出が必要になります。



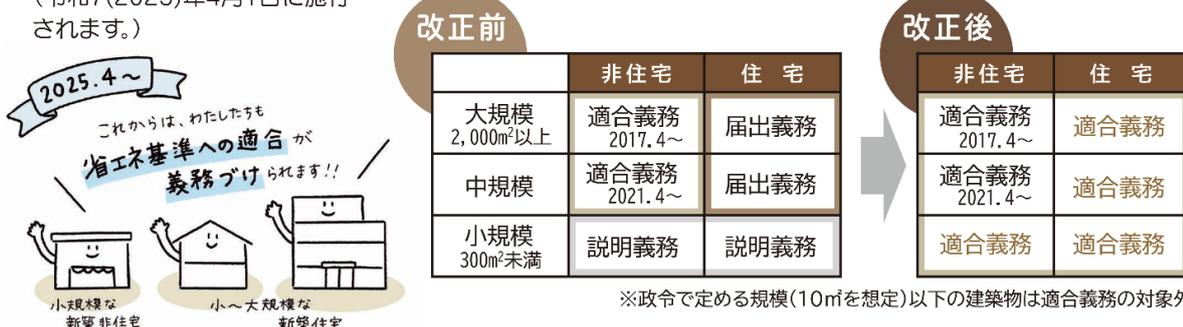
	改正前 旧4号建築物*	改正後	
		新2号建築物	新3号建築物*
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない ※ただし、仕様規定以外の構造計算を行った場合は審査する	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他 単体規定	△ 一部審査する ※シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準 (建築物省エネ法)	— (適合義務の対象外)	○ 審査する	× 審査しない

※建築士が設計・工事監理を行った防火・準防火地域外の一戸建て住宅の場合

建築物省エネ法の改正 - 省エネ基準への適合義務の対象拡大 -

法改正により、全ての新築住宅・非住宅に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

(令和7(2025)年4月1日に施行されます。)



■ 建築基準法に基づく事務手数料

事務の種類	(新) 白岡市建築基準法等関係手数料条例				(旧) 白岡市手数料条例				
	別表	区分	金額 (円)	別表	区分	金額 (円)	別表	金額 (円)	
建築物の確認申請・計画通知	第1号	ア	～ 30m以内	8,000	第30号	ア	～ 30m以内	7,000	
		イ	30mを超え ～ 100m以内	20,000		イ	30mを超え ～ 100m以内	14,000	
		ウ	100mを超え ～ 200m以内	34,000		ウ	100mを超え ～ 200m以内	24,000	
		エ	200mを超え ～ 300m以内	36,000		エ	200mを超え ～ 500m以内	31,000	
		オ	300mを超え ～ 500m以内	39,000		新設			
		カ	500mを超え ～ 1,000m以内	58,000		オ	500mを超え ～ 1,000m以内	58,000	
		キ	1,000mを超え ～ 2,000m以内	78,000		カ	1,000mを超え ～ 2,000m以内	78,000	
		ク	2,000mを超え ～ 10,000m以内	235,000		キ	2,000mを超え ～ 10,000m以内	235,000	
		ケ	10,000mを超え ～ 50,000m以内	420,000		ク	10,000mを超え ～ 50,000m以内	420,000	
		コ	50,000mを超え ～	777,000		ケ	50,000mを超え ～	777,000	
建築物と昇降機の確認申請・計画通知	第2号	ア	昇降機 小荷物専用昇降機	第1号の額 + 14,000/基 第1号の額 + 5,000/基	新設	イ	建築物の変更と昇降機の変更 建築物の変更と小荷物専用昇降機の変更	第1号の額 + 7,000/基 第1号の額 + 4,000/基	
		ウ	建築確認申請の変更のみ	第1号の額					
		エ	昇降機の変更のみ	7,000/基					
		イ	小荷物専用昇降機の変更のみ	4,000/基					
		ア	【新築】 一戸建ての住宅	200m未満 200m以上		第1号の額 + 14,000/棟 第1号の額 + 16,000/棟	新設	イ	共同住宅等
イ	【変更】 一戸建ての住宅	200m未満 200m以上	第1号の額 + 7,000/棟 第1号の額 + 8,000/棟						
イ	共同住宅等	第1号の額 + 13,500/棟							
ア	昇降機1基ごとに 小荷物専用昇降機1基ごとに	14,000 5,000	新設	イ	変更 昇降機1基ごとに 変更 小荷物専用昇降機1基ごとに	7,000 4,000			
イ	一の工作物ごとに 変更 一の工作物ごとに	12,000 5,000							
工作物（看板）の確認申請	第5号	ア	～ 30m以内	15,000	第31号	ア	～ 30m以内	14,000	
		イ	30mを超え ～ 100m以内	24,000		イ	30mを超え ～ 100m以内	17,000	
建築物の完了検査	第6号	ウ	100mを超え ～ 200m以内	34,000	第32号	ウ	100mを超え ～ 200m以内	24,000	
		エ	200mを超え ～ 300m以内	37,000		エ	200mを超え ～ 500m以内	35,000	
		オ	300mを超え ～ 500m以内	42,000		新設			
		カ	500mを超え ～ 1,000m以内	59,000		オ	500mを超え ～ 1,000m以内	59,000	
		キ	1,000mを超え ～ 2,000m以内	82,000		カ	1,000mを超え ～ 2,000m以内	82,000	
		ク	2,000mを超え ～ 10,000m以内	208,000		キ	2,000mを超え ～ 10,000m以内	208,000	
		ケ	10,000mを超え ～ 50,000m以内	331,000		ク	10,000mを超え ～ 50,000m以内	331,000	
		コ	50,000mを超え ～	666,000		ケ	50,000mを超え ～	666,000	
		建築物と昇降機の完了検査	第7号	昇降機		第6号の額 + 17,000/基	新設	小荷物専用昇降機	第6号の額 + 10,000/基
				ア		～ 30m以内		第6号の額 + 3,000	
建築物の確認申請と建築物省エネ法の完了検査	第8号	イ	30mを超え ～ 100m以内	第6号の額 + 5,000	新設	ウ	100mを超え ～ 200m以内	第6号の額 + 6,000	
		ウ	100mを超え ～ 200m以内	第6号の額 + 6,000					
		エ	200mを超え ～ 300m以内	第6号の額 + 7,000					
		オ	300mを超え ～ 500m以内	第6号の額 + 8,000					
		カ	500mを超え ～ 1,000m以内	第6号の額 + 11,000					
		キ	1,000mを超え ～ 2,000m以内	第6号の額 + 16,000					
		ク	2,000mを超え ～ 10,000m以内	第6号の額 + 41,000					
		ケ	10,000mを超え ～ 50,000m以内	第6号の額 + 66,000					
		コ	50,000mを超え ～	第6号の額 + 133,000					
		建築設備（昇降機）の完了検査	第9号	昇降機1基ごとに		17,000	新設	小荷物専用昇降機1基ごとに	10,000
ア	一の工作物ごとに			12,000					
工作物（看板）の完了検査	第10号	一の工作物ごとに	12,000	第33号	一の工作物ごとに	12,000			
仮使用認定	第11号	1件ごとに	120,000	新設					
位置指定道路の指定、変更、取消	第12号	1件ごとに	50,000	第34号	1件ごとに	50,000			
建築物の敷地と道路との関係の認定	第13号	1件ごとに	27,000	第35号	1件ごとに	27,000			
仮設建築物の許可	第14号	1件ごとに	120,000	第36号	1件ごとに	120,000			
総合設計による一団地の特例認定	第15号	ア	建築物が2以下の場合	78,000	第37号	ア	建築物が2以下の場合	78,000	
		イ	建築物が3以上の場合	78,000 + 28,000/棟		イ	建築物が3以上の場合	78,000 + 28,000/棟	
既存建築物を前提とした総合設計特例認定	第16号	【既存建築物を除く】			【既存建築物を除く】				
		ア	建築物が1以下の場合	78,000	第38号	ア	建築物が1以下の場合	78,000	
一般敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	第17号	【一般敷地内建築物を除く】			【一般敷地内建築物を除く】				
		イ	建築物が2以上の場合	78,000 + 28,000/棟	第39号	イ	建築物が2以上の場合	78,000 + 28,000/棟	
一の敷地とみなす等の認定の取消	第18号	1件ごとに	6,400 + 12,000/棟	第40号	1件ごとに	6,400 + 12,000/棟			
一団地の住宅の容積率等の適用除外認定	第19号	1件ごとに	27,000	第41号	1件ごとに	27,000			
全体計画認定	第20号	1件ごとに	27,000	第42号	1件ごとに	27,000			
全体計画認定の変更	第21号	1件ごとに	27,000	第43号	1件ごとに	27,000			
用途変更に伴う全体計画認定	第22号	1件ごとに	27,000	第44号	1件ごとに	27,000			
興行場に用途変更する使用許可申請	第23号	1件ごとに	120,000	第45号	1件ごとに	120,000			
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定	第24号	1件ごとに	27,000	新設					
既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定	第25号	1件ごとに	27,000	新設					
台帳記載証明	第26号	1件ごとに	400	第46号	1件ごとに	400			
道路位置指定写し交付	第27号	1件ごとに	400	第47号	1件ごとに	400			
建築計画概要書の交付	第28号	1件ごとに	400	第48号	1件ごとに	400			

■ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

事務の種類	(新) 白岡市建築基準法等関係手数料条例				(旧) 白岡市手数料条例					
	別表	区分 (一の建築物の床面積300㎡以内)		金額 (円)	別表	区分 (一の建築物の床面積500㎡以内)		金額 (円)		
長期優良住宅建築等計画の認定申請	第29号	確認書または住宅性能評価書の添付有	一戸建ての住宅	a 新築	8,000	第49号	確認書または住宅性能評価書の添付有	一戸建ての住宅	a 新築	8,000
				b 増築、改築	13,000				b 増築、改築	13,000
				c 建築を伴わない場合	13,000				c 建築を伴わない場合	13,000
			共同住宅等	a 新築	17,000			共同住宅等	a 新築	17,000
				b 増築、改築	25,000				b 増築、改築	25,000
				c 建築を伴わない場合	25,000				c 建築を伴わない場合	25,000
		確認書または住宅性能評価書の添付無	一戸建ての住宅	a 新築	57,000		確認書または住宅性能評価書の添付無	一戸建ての住宅	a 新築	57,000
			b 増築、改築	85,000				b 増築、改築	85,000	
			c 建築を伴わない場合	85,000				c 建築を伴わない場合	85,000	
			共同住宅等	a 新築	127,000			共同住宅等	a 新築	127,000
				b 増築、改築	194,000				b 増築、改築	194,000
				c 建築を伴わない場合	194,000				c 建築を伴わない場合	194,000
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画の認定申請	第30号	第29号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額 (申請の種類に応じた建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)			第50号	第49号の額 + 第30号 (確認確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)				
長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請	第31号	第29号の額の1/2			第51号	第49号の額の1/2				
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画の変更認定申請	第32号	第31号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額 (申請の種類に応じた建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)			第52号	第51号の額 + 第30号 (確認確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)				
譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更申請	第33号	1件につき		2,200	第53号	1件につき		2,200		
認定計画実施者の地位の承継の承認申請	第34号	1件につき		2,200	第54号	1件につき		2,200		

■ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

事務の種類	(新) 白岡市建築基準法等関係手数料条例				(旧) 白岡市手数料条例							
	別表	区分 (一の建築物の床面積300㎡以内)		金額 (円)	別表	区分 (一の建築物の床面積500㎡以内)		金額 (円)				
低炭素建築物新築等計画認定申請	第35号	ア 適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア) 一戸建ての住宅		5,000	第55号	ア 適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア) 一戸建ての住宅		5,000		
			(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	11,000				(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	11,000	
			(ウ) 非住宅	(~300㎡以内)	11,000				(ウ) 非住宅	b 300㎡以上 ~ 500㎡未満	23,000	
			イ 標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満		40,000		イ 標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	40,000
				b 200㎡以上 ~	44,000			(イ) 共同住宅等		b 200㎡以上 ~	44,000	
		(イ) 共同住宅等		(~300㎡以内)	80,000					a ~ 300㎡未満	80,000	
		ウ 誘導仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		ウ 誘導仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		
			b 200㎡以上 ~	22,000		(イ) 共同住宅等		b 200㎡以上 ~ 500㎡未満	135,000			
	(イ) 共同住宅等		(~300㎡以内)	38,000				a ~ 300㎡未満	22,000			
		エ 誘導仕様基準・計算併用法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	29,000		エ 誘導仕様基準・計算併用法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		
			b 200㎡以上 ~	33,000		(イ) 共同住宅等		b 200㎡以上 ~ 500㎡未満	22,000			
			(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	59,000			(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	38,000		
							b 300㎡以上 ~ 500㎡未満	66,000				
	オ	標準入力法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	267,000	イ	標準入力法によるもの	(ア) 非住宅	a ~ 300㎡未満	267,000		
	カ	モデル建物法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	102,000	オ	モデル建物法によるもの	(ア) 非住宅	a ~ 300㎡未満	102,000		
							b 300㎡以上 ~ 500㎡未満	130,000				
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請	第36号	第35号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額 (申請の種類に応じた建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)			第56号	第55号の額 + 第30号 (確認確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)						
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	第37号	第35号の額の1/2の額			第57号	第55号の額の1/2の額						
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請	第38号	第37号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額 (申請の種類に応じた建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)			第58号	第57号の額 + 第30号 (確認確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)						

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の手数料を合算する。

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

事務の種類	(新) 岡崎市建築基準法等関係手数料条例					(旧) 岡崎市手数料条例							
	別表	区分 (一の建築物の床面積300㎡以内)			金額 (円)	別表	区分 (一の建築物の床面積500㎡以内)			金額 (円)			
建築物エネルギー消費性能適合判定の申請	第39号	ア	複合建築物の性能向上計画認定を受けた他の建築物	(ア) 一戸建ての住宅	(~300㎡以内)	5,000	第59号	ア	複合建築物の性能向上計画認定を受けた他の建築物	新設			
				(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	11,000				非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	11,000
				(ウ) 非住宅	(~300㎡以内)	11,000					(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内	19,000
		イ	標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	40,000		新設					
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	44,000		非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	267,000		
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	80,000	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内			334,000				
		ウ	仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		新設					
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	22,000		非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	102,000		
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	38,000	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内			130,000				
		エ	仕様基準・計算併用法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	29,000		新設					
b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)			33,000	非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	267,000					
(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	59,000	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内		334,000							
オ	標準入力法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	267,000	イ	標準入力法によるもの	非住宅	(ア) ~ 300㎡未満	267,000				
カ	モデル建物法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	102,000	ウ	モデル建物法によるもの	非住宅	(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	334,000				
								(ア) ~ 300㎡未満	102,000				
								(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	130,000				
建築物エネルギー消費性能適合判定の変更申請	第40号	第39号の額の1/2				第60号	第59号の額の1/2						
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	第41号	ア	適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア) 一戸建ての住宅	(~300㎡以内)	5,000	第61号	ア	適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア) 一戸建ての住宅	(~500㎡以内)	5,000	
				(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	11,000				(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	11,000	
				(ウ) 非住宅	(~300㎡以内)	11,000				(ウ) 非住宅	a 300㎡以上 ~ 500㎡以内	11,000	
		イ	標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	40,000		イ	標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	40,000	
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	44,000				(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	80,000	
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	80,000	(イ) 共同住宅等	b 300㎡以上 ~ 500㎡以内		135,000					
		ウ	誘導仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		ウ	誘導仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000	
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	22,000				(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	38,000	
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	38,000	(イ) 共同住宅等	b 300㎡以上 ~ 500㎡以内		66,000					
		エ	誘導仕様基準・計算併用法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	29,000		新設					
b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)			33,000	非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	267,000					
(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	59,000	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内		334,000							
オ	標準入力法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	267,000	エ	標準入力法によるもの	非住宅	(ア) ~ 300㎡未満	267,000				
カ	モデル建物法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	102,000	オ	モデル建物法によるもの	非住宅	(イ) ~ 300㎡未満	102,000				
								(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	130,000				
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	第42号	第41号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額 (申請の種類に応じた建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)				第62号	第61号の額 + 第30号の額 (建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)						
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	第43号	変更区分に応じ、第41号の額の1/2				第63号	変更区分に応じ、第61号の額の1/2						
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	第44号	第43号の額 + 第1号 or 第2号 or 第3号の額 (申請の種類に応じた建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)				第64号	第57号の額 + 第30号の額 (建築確認申請手数料) + 必要な場合は構造適合性判定手数料 (大臣プログラム120,700 or 大臣プログラム以外174,600)						
建築物エネルギー消費性能認定申請 (表示認定)	削除	ア	適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア) 一戸建ての住宅	(~300㎡以内)	5,000	第65号	ア	適合証または住宅性能評価書の添付有	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 300㎡未満	11,000	
				(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	11,000				(イ) 共同住宅等	b 300㎡以上 ~ 500㎡以内	23,000	
				(ウ) 非住宅	(~300㎡以内)	11,000				(ウ) 非住宅	a ~ 300㎡未満	11,000	
		イ	標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	40,000		イ	標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	40,000	
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	44,000				(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	80,000	
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	80,000	(イ) 共同住宅等	b 300㎡以上 ~ 500㎡以内		135,000					
		ウ	誘導仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		ウ	誘導仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000	
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	22,000				(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	38,000	
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	38,000	(イ) 共同住宅等	b 300㎡以上 ~ 500㎡以内		66,000					
		エ	標準入力法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	29,000		エ	標準入力法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	29,000	
b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)			33,000	(イ) 共同住宅等	a ~ 300㎡未満	38,000						
(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	59,000	(イ) 共同住宅等	b 300㎡以上 ~ 500㎡以内	66,000								
オ	標準入力法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	267,000	オ	標準入力法によるもの	非住宅	(ア) ~ 300㎡未満	267,000				
カ	モデル建物法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	102,000	カ	モデル建物法によるもの	非住宅	(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	130,000				
								(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	130,000				
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請	第45号	ア	複合建築物の性能向上計画認定を受けた他の建築物	(ア) 一戸建ての住宅	(~300㎡以内)	2,500	第66号	ア	複合建築物の性能向上計画認定を受けた他の建築物	新設			
				(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	5,500				非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	5,500
				(ウ) 非住宅	(~300㎡以内)	5,500					(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内	9,500
		イ	標準計算法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	20,000		新設					
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	22,000		非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	133,500		
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	40,000	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内			167,000				
		ウ	仕様基準によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	10,000		新設					
				b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)	11,000		非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	51,000		
		(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	19,000	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内			65,000				
		エ	仕様基準・計算併用法によるもの	(ア) 一戸建ての住宅	a ~ 200㎡未満	14,500		新設					
b 200㎡以上 ~	(~300㎡以内)			16,500	非住宅	(ア)	~ 300㎡未満	133,500					
(イ) 共同住宅等	(~300㎡以内)	29,500	(イ)	300㎡以上 ~ 500㎡以内		167,000							
オ	標準入力法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	133,500	イ	標準入力法によるもの	非住宅	(ア) ~ 300㎡未満	133,500				
カ	モデル建物法によるもの	非住宅	(~300㎡以内)	51,000	ウ	モデル建物法によるもの	非住宅	(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	167,000				
								(イ) 300㎡以上 ~ 500㎡以内	65,000				

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の手数を合算する。